

## [事案 2021-185] 新契約無効請求

・令和4年2月3日 裁定打切り

### <事案の概要>

契約の申込みおよび解約が知らない間になされていたことを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成6年5月に契約し平成11年3月に解約したがん保険（契約①）、平成7年4月に契約し平成10年6月に解約したがん保険（契約②）、平成18年10月に契約し平成19年5月に解約した個人年金保険（契約③）について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約①②について、自分は契約をしたことも、解約をしたことも知らない。
- (2) 契約③について、知り合いの募集代理店から、知らないうちに、保険の説明もなく契約させられていた。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の署名押印付の申込書および解約請求書が存在している。
- (2) 各契約の申込書には、第三者が知りえない契約者に関する個人情報等が記入されており、第三者による偽造等は認定できない。
- (3) 各契約に関する保険証券が申立人に送付されている。
- (4) 各契約の保険料が、申立人指定の保険料振替口座から継続的に引き落とされている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張を裏付ける根拠の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本件では、申込書および解約請求書の筆跡の鑑定が必要となるが、当審査会には鑑定の手続は備わっていない。
- (2) 本事案を解明するには、関係者への事情聴取が必要となるところ、手続に関わったと思われる申立人母は認知症に罹患し、募集人は既に死亡しているため、事情聴取が実施できない。
- (3) 本申立てについて適正な判断を行うためには、厳格な証拠調手続や鑑定手続を備えている裁判手続によることが相当である。